



2023年5月11日

各 位

会 社 名 ダイダン株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 藤澤 一郎
(コード番号：1980 東証プライム)
問合せ先 取締役執行役員業務本部長 亀井保男
(TEL 03-5276-4568)
(URL <https://www.daidan.co.jp/>)

再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2023年4月26日付「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、複数の従業員が特定の工事下請負業者と不適切な取引（以下「本件不正行為」という。）を行っていたことが判明したため、2023年2月9日、外部の弁護士及び税理士を含む社内調査委員会を設置し、調査（以下「本調査」という。）を行い、2023年4月26日付で社内調査委員会より調査報告書（以下「本報告書」という。）を受領いたしました。

当社は、本報告書にて指摘された問題点及び再発防止に係る提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の検討を行い、本日開催の取締役会において下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、役職員一同、コンプライアンスの徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善をつくしてまいります。何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本件不正行為の発生原因

本報告書で指摘されている本件不正行為の発生原因は以下のとおりです。

- (1) コンプライアンス意識の不足・欠如
- (2) 協力会社との馴れ合いや癒着

- (3) 業務フロー及び管理・統制体制上の問題点
 - ① 外注契約に関する決裁フロー上の不備
 - ② 原価管理体制の不備
 - ③ 効果的な内部監査の不足
 - ④ 交際費に関する社内ルールの不明確性
- (4) 過去における抜本的な再発防止策の不実施

2. 再発防止策の概要

当社は、本報告書の調査結果及び提言を踏まえて、コンプライアンスに対する意識の醸成、業務フローの改善、原価管理体制の改善、内部監査の強化、交際費ルールの明確化、定期的な人事ローテーション等、本件不正行為に対する厳格な対応により再発防止に取り組むこととし、以下のとおり再発防止策を策定いたしました。

(1) 社内に向けたコンプライアンス教育の徹底

全役職員のコンプライアンス意識を向上させるために、本調査により判明した不正行為の具体的な事案を示しながら、当該不正行為が「不正」な行為であること及び、その理由について強く伝えるような研修を行ってまいります。

また、本調査に係るコンプライアンス研修は1回限りのものとはせず、当社において毎年行っている定期的なコンプライアンス研修に組入れることや、eラーニングの活用、動画形式での講義等の教育方法も検討し、コンプライアンス及び企業倫理に対する意識の継続・定着を図ります。

また、当社において整備されている内部通報制度の利用について全従業員に対して更なる意識づけをすること等により、他者が行う不正行為を許容・黙認しないという意識も定着させていきます。

(2) 協力会社に対するコンプライアンスの周知等

本調査により判明したキックバック不正及び原価付替不正は協力会社の協力がなければ実行しえないものであったため、協力会社にもコンプライアンス教育を実施し、健全な取引関係を維持・構築してまいります。

また、協力会社及び新規取引先に対する審査に関して、現状は信用調査という点に重きを置いていましたが、今後は不正取引等のリスク調査という観点を追加し、連続して同一の協力会社と取引を行っている当社従業員に対してヒアリングを行うなどして、協力会社との関係性を調査するとともに、協力会社との取引基本契約に、外注費の水増し及びキックバック等の不正行為に関与しない旨の誓約条項、不正行為を行っ

ていないことの表明保証条項及び誓約違反があった場合の無催告解除条項の追加あるいは、同内容を含めた誓約書を取得することを検討いたします。

また、協力会社に対し、外部お問い合わせ窓口の利用方法の説明を行い、協力会社から不正行為に関する情報を取得できるような体制を構築してまいります。

(3) 協力会社との馴れ合いや癒着の防止

現場代理人ごとの協力会社に対する年間発注先リストの作成による異常値の検出、同一の協力会社に連続して発注する場合のルールの導入、年間発注量が上位ランクの協力会社に対する定期的な監査の実施等、当社従業員と協力会社との間で馴れ合いや癒着が発生していないか探知できるような体制を構築いたします。

(4) 業務フローの改善

① 実情に見合った実行予算の作成

技術部門の意見が十分反映されないまま実行予算が作成されているケースがあり、このことが、予算が厳しい現場あるいは余裕がある現場を発生させやすくし、原価付替不正あるいは将来に備えたプール金作出、さらにはそれを原資としたキックバック不正が行われる契機となっております。

そこで、原価検討会及び実行予算の作成時には、技術部門の意見を踏まえた検討を行い、さらには、技術部門の上司や技術管理部門による統制を働かせる体制を整えてまいります。

② 具体的な工事内容を明確にした発注業務の実践

承認された実行予算内であれば、具体的な工事範囲、内容等の記載がない協力会社作成の見積書が資料として添付されて発注業務が行われていたケースがあり、そのために、承認者である技術部長及び技術課長が当該発注の適否を判断することが困難な状況もありました。

そこで、協力会社に対しては、具体的な工事範囲、内容等を明記した見積書の提出を求め、現場代理人に対しては、外注発注の申請時に査定根拠の資料を添付させる方法等により、承認者である技術部長及び技術課長が、当該発注の正当性の確認をできるような体制を整備いたします。

③ 技術部長及び技術課長による現場状況の十分な把握

発注ならびに請求の業務フローにおいて、技術部長及び技術課長が現場の状況を十分に把握できておらず、チェック機能が働いていなかったことも本件不正行為が行わ

れた一因となっております。

そこで、協力会社の作業日報や出来高予定表、作業員の就労管理表に加えて、外注発注時の査定根拠の資料、さらには協力会社からの請求時に、出来高査定の根拠資料等を現場で保管させることとし、技術部長及び技術課長による現場パトロール時にこれら資料の内容確認をすることで、現場状況の実態把握と発注及び請求の正当性の確認ができるような体制を整備いたします。

また、技術部長及び技術課長によるヒアリング等によって、現場代理人との間で密なコミュニケーションを図り、本件不正行為に対するチェック機能及び牽制を働かせます。

(5) 原価管理体制の改善

① 実情に見合った管理体制の構築

工事利益の予測精度を向上させることを目的とした「工事利益管理規程」に基づき工事「利益」に着目が集まることにより、工事「原価」に対する管理意識が低下したことが、本件不正行為が行われた一因となったと考えております。

そこで、上記規程の名称を「工事『原価』管理規程」に改めることにより、現場代理人に工事原価を管理すべきであるということをより強く意識づけてまいります。

また、技術部門の上司や技術管理部門においても、正確な工事原価の把握に注力するために、工事利益のみに着目して管理することや利益目標の達成に対する過度なプレッシャーを与えるような管理体制を改めて、従前の各現場に対する目標設定や管理のあり方、現場代理人への評価方法を見直し、各現場が実態を報告し易い管理体制を構築してまいります。

② 原価管理部門の役割の見直し、牽制機能の強化

当社において、技術部門に対する管理業務を行う部署として、技術本部の施工品質管理部と各事業所の技術管理部門が存在しますが、ともに工事原価の正当性を検討する意識が不足しておりました。

そこで、全社的に原価管理に関する意識を改めるとともに、発注書等の内容確認、出来高検収時の現場作業の実態確認等で技術部門に対する牽制機能を強化するよう施工品質管理部及び技術管理部門の役割、体制を見直してまいります。

(6) 内部監査の強化

内部監査室による監査は書面監査が中心で、発注された業務や協力会社との関係性等の実態を把握できるまでの監査が行われておりませんでした。

そこで、発注された業務や協力会社との関係性等の実態把握に着眼点を置き、抜き打ち的に実施する等の内部監査の仕組みを構築してまいります。また、現場実務経験を有する者の増員等により、監査体制の強化を図ってまいります。

(7) 交際費ルールの明確化

今後、接待交際費の捻出を目的としたキックバック不正を防ぐためにも、接待交際費として認める基準を明確化し、その必要性の有無・程度の判断を適切に行えるような体制を構築してまいります。

(8) 定期的な人事ローテーション

人事が固定され、長期間にわたり特定の協力会社と取引関係を続けることで、当社従業員と協力会社との馴れ合いや癒着が発生しやすい環境となっていたため、今後は、適時・適切な人事ローテーションを実施してまいります。

以 上